

1. 議事日程

(産業厚生常任委員会)

令和7年 6月24日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【農業委員会】

①議案第47号 安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

(2) 報告事項【産業部関係】

①有害鳥獣対策について

(3) 陳情・要望等について

①女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情

3、その他

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	南 澤 克 彦	副委員長	新 田 和 明
委員	佐々木 智 之	委員	熊 高 慎 二
委員	浅 枝 久美子	委員	宍 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭	委員	秋 田 雅 朝

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名 (6名)

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
産 業 部 長	小 櫻 静 樹	地域営農課長兼農業委員会事務局長	稲 田 圭 介
地域営農課農地利用係長	岡 野 順 治	農業委員会事務局農地係長	武 部 弘 典

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	高 藤 誠	事務局 次 長	國 岡 浩 祐
総務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	波多野 奈 美

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開議

- 南澤委員長 定刻となりました。  
ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより第4回産業厚生常任委員会を開会します。  
本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり6月10日の本会議において付託のあった1件の議案審査、1件の報告、1件の陳情要望等の審査を行います。  
議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。  
藤本市長。
- 藤本市長 それでは、皆さんおはようございます。  
本日は1件の議案審査、そして1件の報告案件があります。詳細については、担当職員のほうが資料に基づいて御説明を申し上げますので、どうかよろしくお願いいたします。
- 南澤委員長 それでは、議事に入ります。  
これより、農業委員会事務局に係る議案審査を行います。  
議案第47号、安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。
- 稲田農業委員会事務局長 おはようございます。よろしくお願いいたします。  
説明資料を御覧ください。  
改正の趣旨として、農地の権利移動や農地転用などに係る農地法の案件について、地区によって担当する農業委員の取扱い件数に差があるため、吉田地区の農業委員を1名増とし、担当件数が比較的少ない農地利用最適化推進委員の高宮地区の担当地区割を兼行して1名減とするものです。  
表を見ていただき、一昨年と昨年の2か年の担当件数を農業委員、農地最適化推進委員の数で除し、改正後の件数を括弧書きとして記しています。これによって、担当委員の平均化を図ったものとなります。  
以上で、説明を終わります。
- 南澤委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 農地利用最適化推進委員の高宮町の1名減についてなんですけども、改正後の担当件数が5.2ということで、他の町に比べて、まだ件数としては少ない割合になるような気がするんですけども、これは1名減とした理由を伺います。
- 南澤委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
稲田事務局長。
- 稲田農業委員会事務局長 農地利用最適化推進委員さんにつきましては、この農地法の関係だけでなく、農地パトロールといって、耕作放棄地とか調査も一緒に含ん

でおります。

激変すると、やっぱり負担が増えますので、その分を考慮して今回1名減とさせていただいております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田副委員長 今少し、課長から説明があったんですけども、事務局長からですね。改めて、農業委員と農業利用最適化推進委員の業務の内容について、ちょっと簡単に御説明いただけますか。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

稲田事務局長。

○稲田農業委員会事務局長 農業委員さんにつきましては、農地法の審査について、最終的審査権でそれを承認するかしないかという形になります。

農地最適化推進委員さんにつきましては、それを補助しながら、農地のパトロール、あと農地の利用権の設定等のアドバイス、そういったものをしていただくのが、業務となります。

ですが、実際には、お互いに協力しながら、地域の農地を守っていくというのが、業務の中に入っています。

以上です。

○南澤委員長 新田委員。

○新田副委員長 農地利用最適化推進委員の人数が、それで町によって違うんですけども、特に高宮町辺りは、耕作放棄地、先ほど局長がおっしゃったとおり増えてきてると、その辺の管理が、農地で管理されているのか、それとも雑種地でもう変更されているのか、その辺をちょっと、もしここで具体的こういう方向になっているというのが分かれば、御答弁いただけますか。

○南澤委員長 答弁求めます。

稲田事務局長。

○稲田農業委員会事務局長 この農地の荒廃につきましては、もう全市的に、いろんなところで、荒廃をしておるところはあります。

一応農地は農地として、今のところ管理していますが、山間部の、昔もう山の中にある農地等につきましては、農業委員会のほうで非農地化ということで、非農地通知を出させていただいて、明らかにもう農地として維持できない部分については、農地から落としているという状況です。

その他は、ほとんど転用とかそういったものがない限りは、そのままの農地という形になっています。

以上です。

○南澤委員長 新田委員。

○新田副委員長 もう既に農地から落とされてるということで、もしくは農地転用とい

うも手続のほうが進んでいるということで理解させていただきました。

それと、今ホームページ見るのに、この今推進委員の応募者ということで、人数が、例えば、美土里町で言えば、今回は5名で、現在4名、それから高宮町が現在が7名で今回8名という形なんですけど、まだ1名1名足りてないような形で見受けたんですけども、その辺お願いします。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田事務局長。

○稲田農業委員会事務局長 美土里町につきましては、募集をかけましたが、ちょっと応募がなかったという形で、前の委員さんもちっと高齢化しておりまして、ちょっと今回貸してくれという形で、その後の人が出てきていただいてないと、高宮につきましては、今回の条例改正を含めて、もう1人少ない状況で募集をさせていただいている状況です。

以上です。

○南澤委員長 新田委員。

○新田副委員長 よく分かりました。

最後に、農業委員会の広報紙というのが、過去作られて、分かりやすく出されてたと思うんですけども。今、市の広報に合体されているということですけども、今、特にうるち米も含めて、出荷米から、飼養米、加工米、それから酒米、もしくはCO<sub>2</sub>を削減するというものの取組が、今、農業のほうで、一生懸命頑張ってるんで、その辺もう少し細かく出す方向で、例えば、広報紙を出されるというような方向性がないか、その辺をちょっと伺いたいんですが。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田事務局長。

○稲田農業委員会事務局長 広報紙につきましては、3年ぐらい前に、一応、市からの広報紙を出さないという形になりました。

この農業委員会の広報紙につきましては、農業者の方で、一番これを活用されているのは、農作業の金額、農地の転用金額、それが主でありました。

ですから、それについては、広報紙のほうで掲載させていただいて、補っているという形になってます。

以上です。

それと、今のところ広報紙の再発行については予定しておりません。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅枝委員。

○浅枝委員 農地利用最適化推進委員1人当たりの担当件数、八千代町がちょっと多いんですけど、こちらの委員の方から何か御意見とかはありますか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

稲田事務局長。

- 稲田農業委員会事務局長　今のところ聞いてません。農業委員さんと一緒に歩いてもらっておりますので、実際3人という形になっておりますので、ちょっと若干多いかもしれませんが、今んところは特別聞いておりません。
- 南澤委員長　ほかに質疑はありませんか。  
熊高委員。
- 熊高委員　成立した場合、この条例は9月1日からと書いてありますけども、農業委員の1名増の同意は、9月の定例会ということでよろしいでしょうか。
- 南澤委員長　答弁を求めます。  
稲田事務局長。
- 稲田農業委員会事務局長　今回の議案のほうが成立していただければ、募集をかけて、9月の定例会でまた選任同意をいただこうというふうに考えております。  
以上です。
- 南澤委員長　ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 南澤委員長　質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 南澤委員長　討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第47号、安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 南澤委員長　起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第47号の審査を終了します。  
続いて、報告事項に移ります。  
有害鳥獣対策について報告を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長　よろしく願いいたします。  
説明資料の1ページを御覧ください。  
2024年度実績となります。
- 1、有害鳥獣による農作物の被害額ですが、昨年度と同じ1,047万円となりました。これは、一昨年度に発生した豚熱の関係で、イノシシによる被害が増加しなかったことが推測されます。
- 2、捕獲実績ですが、シカはこれまでで最多の4,505頭、イノシシは前年度とほぼ同数の1,289頭となりました。
- その下段のシカ特別対策の実績も含んだものとなりますが、捕獲班による実績としても過去最高となっております。
- (2)県事業によるシカ特別対策として、高宮町原田・来女木地区、向原町戸島・坂・長田地区でのくくりわなを活用した捕獲を行いました。

(3)鳥獣被害対策実施隊の活動実績となります。

市民からの被害報告に対して、緊急時の調査やわな設置等の活動実績となります。

3、有害鳥獣対策実績のうち、(1)国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業のうち、推進事業として、箱わな8基の購入、ニホンザル対策支援事業の実施、緊急捕獲事業として、ジビエの処理場に搬入して、個体確認をしたシカ540頭分を事業対象としております。

また、整備事業として、3地区にワイヤーメッシュ侵入防止柵、1地区に電気柵の整備を図りました。

2ページをお開きください。

ニホンザル対策支援事業についての取組状況の報告です。

甲田町、向原町でのサルを目撃、農作物被害の増加を受け、サルの生態調査を目的として、成獣のメスザルを捕獲してGPSを装着し、個体群の追跡調査を行い、今後のサルに対する知見を深めることを目的としておりました。

また、市民を対象に、サル対策講習会を実施しました。

3月に入って、やっとメスザル1頭の捕獲に成功し、現在追跡調査を行っており、地域と連携して対策に取り組めればと考えております。

次に、市の補助事業の①侵入防止柵助成金は、30件の申請で24キロの申請を受け付けました。引き続き、対応していくべきものと考えております。

②捕獲檻は、檻を購入して、捕獲範囲と協力して捕獲を行うもので、市としても普及を図っていきたいと考えております。

3ページを御覧ください。

③④の補助事業については御確認をしてください。

(4)連携事業としまして、①生活環境被害防止対策事業は、県費補助金補助を活用して、クマの誘因となる不要となった柿や栗などの伐倒するもので、54本を対象としました。

②の広島県鳥獣対策等地域支援機構、通称T e g o s（てごす）と言いますが、については、広島県が主体として行っている地域支援組織で、4月10日に立上げ式を行い、2024年度は、5市町が参画し、専従員が常駐して、市民からの相談業務や現地指導等を行っております。

③については御確認ください。

4、ジビエ及びペットフード事業ですが、一昨年の6月に豚熱の陽性反応イノシシが見つかり、10キロ範囲での移動制限に本市の一部がかかったため、イノシシの搬入を取りやめています。そのため、イノシシの売上げはありません。全体としては1,100万円の売上となりました。

次に、4ページの2025年度の事業計画です。

(1)国庫補助事業ですが、推進事業として、箱わな2基とくくりわな150基の購入、ジビエ処理施設に持ち込んだシカを補助事業の対象とし

て、シカ600頭を見込み、市費の削減に努めます。

人材育成確保支援事業、集落点検促進事業については、鳥獣被害自治体への研修やサルの捕獲に向けた体制整備について、株式会社B O - G A、T e g o s の支援を受け、実施を計画しております。

整備事業については、ワイヤーメッシュ柵5地区を計画しております。

(2) 県の事業の活用として、広域捕獲事業として、甲田町でのくくりわなを活用した捕獲を行います。また、昨年度に引き続き、不要果樹の伐倒として、上限2万円として、100万円の補助を行います。

(3) 広島県が主体となって行っている地域支援組織については、参画市町が2024年度の5市町から10市町になります。引き続き、県全体で取組となるように要望していく予定です。

(4) 市補助事業については、例年どおりの事業を実施して計画しております。

(5) ジビエ振興については、捕獲頭数の増加と捕獲者の個体処分の負担軽減を図るため、施設の設置場所の選定を行っております。費用の算出、国庫補助事業等の活用を検討し、今年度測量設計を計画しておりますが、場所の選定に難航している状況です。引き続き、地域の御理解を得られるように取組を行ってまいります。

また、下段に、ジビエ事業の方向性を記述しておりますが、民間活力を活用した産品開発としての位置づきも含め、引き続き検討をしてまいります。

以上で説明を終わります。

○南澤委員長      これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

新田委員。

○新田副委員長    1ページの2の(2)のところで、捕獲頭数実績の265頭というところを御説明いただいたんですけど、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○南澤委員長      ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

すみません。もう一度、場所をお願いします。

○新田副委員長    1ページの2番の(2)のところの捕獲頭数実績の265頭、高宮226頭、向原39頭となっておりますが、ここもう少し詳しく、どんな取組をされたのかというところも含めて、もう一度お願いします。

○南澤委員長      ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長    高宮につきましては、原田、来女木の中で、牧草などのヘイキューブを置きながら、くくりわなで捕獲していったという状況です。

向原につきましては、戸島、坂、長田のほうでやらせていただいておりますが、これについては、途中でちょっと事業ができなくなりましたので、途中で止まっておるところでございます。

以上です。

- 南澤委員長 新田委員。
- 新田副委員長 頭数の差がかなり開いてるんですけど、これはもともとの頭数が多い少ないがあったのか、それとも先ほど課長おっしゃった、途中で事業を停止したから少ないんだというところ、その辺もう一度お願いします。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 期間だけの問題になります。状況的には、シカ両方ともたくさんおりますので、期間が短かったというだけのことになります。
- 以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 佐々木委員。
- 佐々木委員 まず1点目なんですけど、3ページの4、ジビエ及びペットフード事業の取組状況として、搬入状況の2023年、2024年、こちらのシカの数字についてなんですけども、搬入状況としては減少している、捕獲実績としては、過去最多というところで、4500頭あると思うんですけど、搬入が減っている要因を教えてください。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 搬入につきましては捕獲班の方の協力をしていただきながら、やっているところですが、あくまで食用という形で搬入してもらっております。そのため、どうしても内臓破裂したものとか、衛生的にちょっと、どう言うんですか、病気を持つととか、そういった部分については、捕獲班の方の判断の中で、持っていけないというのもあります。
- そういった部分で、ちょっと頭数が減ったのかというふうに思っています。ですが、実際にはもうちょっと頭数を置いていただくように、受入れしている施設のほうも、協力をしてもらうようにしていかなきゃいけないかなというふうには思っています。
- 以上です。
- 南澤委員長 佐々木委員。
- 佐々木委員 先ほどの説明だと、捕獲した状態のよしあしもあるけれども、受入先の協力も今後課題となっているという理解でよろしいでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。
- 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 実際に、捕獲班の方にとっては、いつでも受け入れてほしいとかいう形を持っておられて、そこらについてもちょっと不満を持っておられるところもありますので、そこらはお互いに理解をしていきながら、お互いにいい関係であればというふうに思っております。
- 以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 金行委員。

- 金 行 委 員      1点お聞きします。  
今、シカとイノシシじゃないんですけど、我が市にクマが出没しとう  
いうことがお太助けフォンでも皆さんにさせていただいておるんですが、  
今のその状況を1点お聞きしたいと思います。
- 南 澤 委 員 長      答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長      クマの目撃情報なんですが、昨年度は、年間を通して64回の目撃情報  
が市のほうに報告していただいております。  
今年度は、もう6月時点で23回と、既に昨年の半分ぐらいになってお  
ります。特に高宮地域での目撃情報が多く、あと周辺八千代とか、吉田  
で1件2件の目撃情報が今入っている状況でございます。  
以上です。
- 南 澤 委 員 長      金行委員。
- 金 行 委 員      1点わ我が市の甲田町にも何か三和境かどっかへ出たいうのがあるん  
ですが、それは事実ですか。
- 南 澤 委 員 長      答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長      これは、三次のほうから情報提供という形で、三和境のほうで目撃情報  
があったというものを聞いております。  
以上です。
- 南 澤 委 員 長      ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋 田 委 員      4ページのジビエ振興の構築ということでございます。  
説明はしていただいたんですが、場所の選定とか、地域住民への事業  
説明が8月末が一応スケジュールでは決まっていると。ただ、場所の選  
定がまず難航しているということで、そこら辺りの見通しは、8月末ぐ  
らいに、場所の選定が決まらんと、住民説明もできないものかなと思っ  
て聞いてたんですが、そこら辺りはどうなんでしょうか。
- 南 澤 委 員 長      答弁を求めます。  
稲田課長。
- 稲田地域営農課長      昨年度からこの場所の選定については、今現時点で言えば3か所ぐ  
らいを一応考えておるんですけど、今その内の1地区を地域説明をさせ  
ていただくように、地元の人にちょっと協力を求めているという状況で  
す。  
以上です。
- 南 澤 委 員 長      秋田委員。
- 秋 田 委 員      1地区を今検討しているということなんですが、このスケジュールで  
いったときに、8月いっぱいできなかつたら、何ていうか、遅れがど  
んどん次へ残っていくような形になるんでしょうか。そうすると何が一  
番不都合になってくるんでしょう。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。

○稲田地域営農課長 このジビエの部分というのは、猟師さんの捕獲意欲の向上と捕獲頭数を増加するというのを主体にしております。  
そこが、猟師さんもある程度それを期待しておる部分もありますので、できるだけうちも猟師さんに、そういった部分で、向こうも協力していただいておりますので、うちも協力をしていきたいなというふうに思っております状況があるというので、御理解いただければと思います。  
以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。  
佐々木委員。

○佐々木委員 3ページのジビエ、ペットフードの販売状況についてなんですけども、先ほどの話で言うと、2023年、2024年のシカの食用に関しては減少、ペットフードに関しては増加している。これは搬入状況が関係しているのか、それとも市場が変化しているのかというところの根拠というか、理由、傾向等伺います。

○南澤委員長 答弁を求めます。  
稲田課長。

○稲田地域営農課長 実際には、シカの販売的には、割と好調なんかなというふうに思っています。  
ここの搬入頭数が減つとるという部分で言えば、やっぱり夏の暑さ等があつて、なかなか夏に取っていただけなかったとかいうのがあつて、どうしてもそういった気候的な部分が、かなり影響しているかというふうに思っています。  
以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、有害鳥獣対策についての報告を終了いたします。  
ここで執行部退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
次に、陳情・要望等の審査に入ります。  
女性差別撤廃条例選択議定書の速やかな批准を求める陳情の件を議題といたします。  
陳情の内容について事務局より説明をいたします。  
國岡事務局次長。

- 國岡事務局次長      それでは、陳情書について御説明いたします。  
提出者は、広島県労働組合総連合議長です。  
次に内容です。  
女性差別撤廃条約選択議定書には、個人通報制度や調査制度を通じて女性が条約に定められた権利の侵害を受けた場合に、救済を求めるための手続が設けられています。  
1979年の国連総会で採択されました女性差別撤廃条約は、現在189か国が締結しており、日本は1985年に批准しました。しかし、1999年の国連総会で採択された選択議定書は、2024年6月現在で115か国が批准した中で、日本は批准をしていません。  
また、世界各国の男女平等の度合いを示すジェンダーギャップ2024において、日本は146か国中118位、G7の中では最下位であり、男女平等等の実現を促進することが急務となっています。  
この状況を改善するために、国及び政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求めるものです。  
なお、意見書を提出した地方議会は、本文にありますように、359議会です。県内においては、三原市が昨年7月、三次市と庄原市が昨年12月に同趣旨の意見書を提出されています。  
説明は以上です。
- 南澤委員長      御意見等のある方は発言を願います。  
熊高委員。
- 熊高委員      まず前提として、世の中に差別があってはいけないという前提の上で発言をさせていただきます。  
現在、国において司法制度や実務体制の課題について、議論・検討を重ねている段階であり、まず国内法制を整備する必要があると考えています。  
検討が進んでいる段階で、批准を早急に求めることは、時期尚早ではないかと考えるため、今回は採択なしと考えます。  
以上です。
- 南澤委員長      ほかに発言はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員      この選択議定書に批准することで可能になるのが個人通報制度ということで、そのほかの人権条約の選択議定書もまだ批准していない状態の中で、もう少し大枠の枠組みで考えていく必要があるかと思ひまして、自分もこの陳情には採択をしない考えを示します。  
以上です。
- 南澤委員長      ほかに発言はありませんか。  
金行委員。
- 金行委員      この陳情でございますが、女性差別について、今言われたように、日本はまだしてない。アメリカも、米国もしてないということですが、私の

知るところに司法権の独立性を侵す可能性があるという文言があるんですが、あの文言は何かにつ随する。今、熊高委員が言われたとおり、そういうことで除するということです、私も、これは、採択するというのは考えもんですと思います。

以上でございます。

○南澤委員長 ほかに発言はありませんか。

新田委員。

○新田副委員長 今、それぞれ御意見出たんですけども、今国会、22日に閉会したんですが、衆議院外務委員会にて付託された請願書だと私は理解して読まさせていただきました。具体的な理由は、現在調査中であるということは、不採択だったということで理解しております。

政府は、選択議定書の批准に関し、国内法の整備や地方圏への影響などを考慮したというふうに私は思いました。

直近では、昨年11月、第215回国会参議院において、質問議員の答弁に対し、総理の答弁の一部抜粋させていただければ、我が国の司法制度は、立法政策との関連による問題の有無、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、引き続き政府として真剣に検討を進めているところであるとの内容だったと思います。

このたびの陳情内容は、大切だということは十分理解できる内容でありました。

意見書を議会として提出する方向性については、委員会内でもっともっと協議が必要だというふうに私は考えております。

国が国内の司法立法との課題に触れ、また各方面からの意見も踏まえ、検討を進め、またこの陳情内容は、幅広い内容であることで、特に日本はジェンダーギャップの質が低いということを御指摘いただいたとおりだと思ってますので、委員会としては、研究テーマとしていくことが望ましいのではないかなということを考えております。

したがって、皆さんの今意見聞く中で、今回は不採択ということにさせていただいて、その代わり、委員会などでもっとやっぱり地方からの意見を出しつつ、これからもこの内容については取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに発言はありませんか。

浅枝委員。

○浅枝委員 今の今まで、私は内容を見させていただいて、採択すべきと考えておりましたが、皆様の意見を聞きながら、この協議書の速やかな批准を求める陳情の内容をしっかりと見させていただいた上で、やっぱり地方議会としても声を上げていくことが、国の動きを後押しできるのではないかと考えております。

ただ、実際、私の周りでも、なかなかこういった意見というのは私の

耳にすることがなくて、そういう中で、今回のこの陳情書だけではちょっと判断をしかねるところがあります。

ただ批准されることにより、女性の人権は国際水準で、保障されるということ、人権を守る現実的な一歩になるというのも、今回いろいろ書物とかを読ませていただいて考えます。

そういうことで、国内で救済されなかった女性が国連のほうに通報できるという最後のセーフティーネットという感じで言われている中では、採択すべきではないかという思いでいたんですが、先ほど言いましたように、同僚議員が言いましたように、研究テーマという形で協議をしていくというのが望ましいのかなと思います。

以上です。

○南澤委員長 ほかに発言はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 今いろいろ意見を聞かせていただく中では、今回は不採択の方向でということだと思います。

それで、副委員長もおっしゃったように、テーマとして、これを残しておくのは、それはそれで私も必要なことなんじゃないかなと。

申しますのが、この陳情書の内容を読ませてもらったら、いわゆる第5次男女共同参画基本計画では、選択議定書の早期締結については真剣な検討を進めると規定しながら、23回も研究会を開催したにもかかわらず、まだ進展しない。そこがまずなぜなんだろうかという一つ疑問と、それから、選択議定書の批准の検討に時間がかかっているという懸念があるということで、そこもなぜなんだろうかというようなことがあります。

ということは、なぜなんだろうかというところがある以上は、今回不採択にはなったにしても、きちんと女性差別撤廃条約ですから、きちんと、研究調査をしていく必要があるんじゃないかという思いで、私もそのテーマとして、研究していったらどうかということに賛成で、不採択というところの反対するものではございません。ただ、研究テーマで残していただきたいというのがあります。

以上です。はい。

○南澤委員長 ほかに発言はありませんか。

宋戸委員。

○宋戸委員 この問題については、国際的な大きな問題なんです。我々も女性差別撤廃というのは、これは当然のことだというふうには思います。

ですが、この陳情の中身を見てみますと、本当、深い意味があるように思います。私は、このまま採択にするという意見もありますが、継続してやっぱり審査していくという姿勢も大事なんではないかというふうに思います。世界の情勢が変わる中で、日本の国の情勢も変わります。

よって、私は継続審査という方向を取りたいと思います。

以上です。

○南澤委員長 はい。ほかに発言はありませんか。

〔発言なし〕

○南澤委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了します。  
ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時42分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

継続審査を求める声がありますので、お諮りいたします。

女性差別撤廃条例選択議定書の速やかな批准を求める陳情の件を、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長 起立多数と認め、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、女性差別撤廃条例選択議定書の速やかな批准を求める陳情に関する陳情の審査を終わります。

続いて、その他の項に入ります。

それでは、閉会中の継続調査事項について、現在、本委員会では、所管事務調査を行っておりませんので、閉会中の継続調査の申出は行わないことといたします。

その他、皆さんから何かございませんか。

〔発言なし〕

○南澤委員長 ないようでしたら、これで、その他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等がありましたら発言をお願いします。

〔発言なし〕

○南澤委員長 それでは、委員会報告の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○南澤委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

これをもって第4回産業厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時43分 閉会